

教育民生常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和元年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 3 号 令和元年度岩国市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 4 号 令和元年度岩国市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 5 号 令和元年度岩国市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 12 号 令和元年度岩国市病院事業会計決算の認定について

以上 4 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 76 号 令和 2 年度岩国市一般会計補正予算（第 3 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 77 号 令和 2 年度岩国市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 78 号 令和 2 年度岩国市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 79 号 令和 2 年度岩国市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 84 号 令和 2 年度岩国市病院事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 85 号 岩国市感染症拡大防止基金条例

議案第 87 号 岩国市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第 88 号 岩国市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第 95 号 岩国市国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

以上 8 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 令和元年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、民生費の生活保護費に関し、委員中から、「外国人については生活保護法の適用対象ではないという最高裁判決が出ているが、今なお外国人が生活保護を受給していることについてどのように考えているのか」との質疑があり、当局から、「外国人に対する生活保護の措置については、昭和 29 年の厚生省社会局長通知において「生活保護法第 1 条により、外国人は法の適用対象とならないのであるが、当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱いに準じて必要と認める保護を行うこと」と示されており、本市においても、当該通知に基づいた措置を行っているところである」との答弁がありました。

それを受けて、委員中から、「通知には「当分の間」とあるが、当該通知が出されてから既に 66 年が経過している。「当分の間」というには長すぎると考えるが、当局の見解を伺いたい」との質疑があり、当局から「昭和 29 年の厚生省社会局長通知が出て以降、新たな通知は出されていないことから、「当分の間」とは、昭和 29 年の局長通知で示されたとおりであるという判断を行っている」との答弁がありました。

それを受けて、委員中から、「生活保護制度においては、市の財源がかなり充てられているため、独自の判断で制度を運用することも可能なのではないか」との質疑があり、当局から、「生活保護制度は、各自治体が生活保護法に基づき措置を行っているが、も

ともとは国の制度であり、外国人に対する生活保護の取り扱いを各自治体で定めることは難しいのではないかと考える。他市においても、本市と同様に生活保護事務を実施している状況であり、今後も調査・研究を行ってまいりたい」との答弁がありました。

それを受けて、委員中から、「「基地との共存」を掲げる岩国市がまず声を上げ、制度についてよく話し合ってもらいたい」との意見がありました。

次に、教育費の社会教育費の教育資料館費の歴史民俗資料館費に関し、委員中から、由宇歴史民俗資料館の運営状況について質疑があり、当局から、「入館者は年間400人前後であるが、リピーターはほとんどいない状況である。専従の職員はおらず、展示スペースも限られていることから、近年、レイアウトの変更等を行われていない。また、収蔵庫も満杯状態で、展示物の移動も困難であるため、企画展等を実施するのが難しい状況である」との答弁がありました。

それを受けて、委員中から、「毎年、多くの予算をかけて運営をしていくのであれば、入館者をふやす工夫をしなければならないと考えるが、今後はどのように運営していくのか」との質疑があり、当局から、「現在、岩国市内の博物館や資料館について、根本的な役割や必要性などを整理し、その運営のあり方を導き出すために、岩国市博物館等施設再整備計画を策定中である。その中で各施設の活用の方角性を示していきたいと考えている。由宇歴史民俗資料館においては、当面は現状のままであることが想定されるが、改善策については検討していきたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第76号 令和2年度岩国市一般会計補正予算（第3号）のうち、本委員会所管分の審査におきまして、教育費の小学校費及び中学校費の学校施設整備費に関し、委員中から、事業内容について質疑があり、当局から、「新型コロナウイルス感染症に係る国庫補助によりトイレの全面改修を行うものであり、具体的には、洋式トイレにすること、トイレの床を乾式化すること、自動手洗い機を設置することである」との答弁がありました。

それを受けて、委員中から、各学校への自動手洗い機の設置状況及び今後の予定について質疑があり、当局から、「現在、玖珂小学校と東小・中学校の全てのトイレには設置されている。また、小学校低学年トイレセミリフォーム事業において改修を行ったトイレについても設置されている。今後も、学校の状況等を踏まえながら、手洗い機の自動水栓化について検討してまいりたい」との答弁がありました。

それを受けて、委員中から、「新型コロナウイルス感染症対策の観点からも、自動手洗い機の設置は必要であると考えことから、引き続き対応してほしい」との意見がありました。

本議案については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。